

多摩市公契約制度についての手引

平成24年2月

多 摩 市

目次

用語の定義

1	公契約条例制定の背景と経緯	2
2	公契約条例の概要	3
3	公契約条例の適用範囲	4
4	公契約条例の適用労働者の範囲	5
5	労務報酬下限額	6
6	労務報酬の算定方法	7
7	受注者の連帯責任等	8
8	継続雇用（業務委託、公の施設の指定管理）	8
9	公契約条例対象 労務台帳の作成方法	9
10	公契約条例対象 労務台帳の提出	10
11	労働者等への周知	10
12	労働者等からの問合せへの対応	11
13	労働者等からの申し出への対応	11
14	報告及び立入検査	11
15	是正措置	11
16	契約解除と指名停止	12
17	公表	12
18	損害賠償等	12
資料1	公契約条例対象案件の流れ	13
資料2	平成24年度 工事又は製造の請負契約 労務報酬下限額	14
資料3	平成24年度 工事又は製造以外の請負契約 労務報酬下限額	15
資料4	公契約条例対象 労務台帳例（基本情報入力）	16
資料5	公契約条例対象 労務台帳例（工事又は製造の請負契約）	17
資料6	公契約条例対象 労務台帳入力必須項目（工事又は製造の請負契約）	18
資料7	公契約条例対象 労務台帳例（業務委託・指定管理）	19
資料8	公契約条例対象 労務台帳入力必須項目（業務委託・指定管理）	20
資料9	公契約対象工事（委託）に従事した作業の按分方法	21
資料10	公契約対象工事（委託）に従事した基準額の算出方法等	22
資料11	労働者等への周知例（工事又は製造の請負契約）	24
資料12	労働者等への周知例（業務委託・指定管理）	25
資料13	申し出書例（工事又は製造の請負契約）	26
資料14	申し出書例（業務委託・指定管理）	27
関係法令等		
	多摩市公契約条例	28
	多摩市公契約条例施行規則	34
	公契約約款（工事）	40
	公契約約款（業務委託）	42
	公契約約款（指定管理）	44
	多摩市指名業者指名停止基準	46

【用語の定義】

公 契 約 等	市が締結する工事、製造及び業務委託並びに指定管理
受 注 者	市と公契約等を締結する者
下 請 負 者	受注者その他市以外の者から公契約等に係る業務の一部について請け負う者
受 注 関 係 者	①下請負者 ②受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
労 働 者 等	①受注者又は下請負者に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者 ②労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者 ③自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者
賃 金 等	・上記①又は②に該当する者がその雇用する者から得る賃金 ・上記③に該当する者が当該請負契約により得る収入

1 公契約条例制定の背景と経緯

市が発注する公共工事及び業務委託に関する入札並びに契約手続きにおいて、より競争性が発揮され、公平・公正で透明性を確保するため、条件付一般競争入札の対象の拡大、電子入札の導入を進めるとともに、価格のみの競争から、価格と品質が総合的に優れた調達に向け、入札額だけではなく事業者の提案や技術力等も評価するプロポーザル方式やコンペ方式、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価落札方式の導入など契約制度の各種改正に取り組んできた。

また、過剰な競争を排除し、事業者の適正な利潤の確保と保証を目的として、工事及び業務委託に最低制限価格制度を実施し、その充実を図ってきた。なお、1億5千円以上の工事については低入札調査制度の対象となっている。

しかしながら、経済が低迷する中、事業者にとっては困難な経営環境が続いていること、公共工事設計労務単価も10年間で3割も減少するなどその雇用者も厳しい就労環境にあること等を伺ってきており、公共工事前払金対象範囲等の拡大にも努めてきた。

平成21年2月に尾立参議院議員から参議院議長あてに提出された質問主意書に対して、麻生総理大臣から議長に送付された答弁書において「条例において、地方公共団体の契約の相手方たる企業等の使用者は、最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとすることは、同法上問題となるものではない」とされ、公契約条例制定についての法的問題はないことが公式に確認された。

平成21年7月に「公共サービス基本法」が施行され、第11条（公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備）に「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定された。

千葉県野田市において、全国で初めてとなる公契約条例が平成21年9月に全会一致で可決、制定され、22年2月から施行された。続いて政令指定都市である川崎市において公契約条項を盛り込んだ契約条例の改正が、22年12月に全会一致で可決され、23年4月から施行された。

本市においても、平成18年3月「公共事業における賃金確保法『公契約法』の制定を求める意見書の提出に関する陳情」が採択されており、厳しい経済環境が続く中で、全国的な動きを踏まえ、公契約条例についての調査、研究を行ってきた。

平成22年4月、公契約条例の制定を公約に掲げた阿部市長の就任後、多摩市にふさわしい公契約条例についての本格的な検討を開始し、庁内に公契約制度検討組織の設置、野田市、川崎市への視察、事業者への「労働環境アンケート」実施、「公契約条例制定に向けた基本的な考え方」のパブリックコメント、説明会の実施、そして「公契約制度に関する審査委員会」による公契約条例案の審査等を踏まえ、平成23年12月議会に公契約条例が付議され、全会一致で可決、制定された。

2 公契約条例の概要

本条例の目的は、市長及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあっては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力、共同して公契約条例に規定するそれぞれの責務を果たし、市が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件を確保し、もって労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することである。

(1) 適用契約等

- ①5,000万円以上の工事・製造の契約
- ②1,000万円以上の委託契約で市長が定めるもの
- ③指定管理者で市長・教育長が必要と認めたもの
- ④その他、市長が特に必要と認めた契約

※公契約条例に対象となる案件の発注の際には、当該契約案件が公契約条例の対象契約案件であることが入札参加者等にわかるように、その旨を条件付一般競争入札の公告、指名通知書、見積依頼書等に記載する。

(2) 対象労働者の範囲

受注者（元請）に雇用される者、受注関係者（最終下請まで）に雇用される者、派遣社員、一人親方、※雇用される者には日雇い労働者、アルバイト、パートを含む

(3) 労務報酬下限額

- ①工事・製造
 - 熟練労働者とそれ以外に分け、市長がその割合を定める
 - 熟練労働者は公共工事設計労務単価を基に市長が定める金額
 - それ以外の者（未熟練者等）は委託・指定管理者の労働者と同額
- ②業務委託・指定管理者
 - 当該業務の標準的な賃金で、当面の間は生活保護基準を下回らない額
 - 60歳以上は対象外

(4) 受注者の責務

全労働者の労務報酬台帳の整備・報告、全労働者への周知・申し出への対応と不利益取扱いの禁止、市の立入検査の受入れ、受注者と受注関係者の労務報酬下限額支払いの連帯責任、業務委託・指定管理協定では受注者変更時の継続雇用の努力
違反⇒是正命令⇒是正報告⇒是正等されない場合は契約解除・公表⇒損害賠償又は違約金・指名停止

(5) 公契約審議会

労務報酬下限額・その他重要事項の答申、条例施行状況の検証
委員内訳：学識経験者1名、事業者2名、労働者2名、必要に応じ臨時委員

3 公契約条例の適用範囲

条例の適用を受ける契約は、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）にかかわらず締結する契約のうち、次のとおりとする。

◆工事又は製造の請負契約

- ・ 予定価格5000万円以上の工事請負契約
- ・ 予定価格に係らず適用する必要があると市長が特に認めた工事請負契約

◆工事又は製造以外の請負契約

- ・ 予定価格1000万円以上の次の業務委託契約のうち下表のもの

対 象 業 務
①施設又は公園の管理業務
②施設・下水道管渠等清掃業務
③街路樹等の維持管理業務
④可燃物等の収集運搬業務
⑤送迎バスの運行业務
⑥子育て支援に関する業務
⑦高齢者支援に関する業務
⑧障がい者支援に関する業務

- ・ 予定価格に係らず適用する必要があると市長が特に認めた業務委託契約

◆指定管理協定のうち、市長等が必要であると認めた下表のもの

施 設 名
複合文化施設（パルテノン多摩）
多摩中央公園内駐車場
永山駅駐輪場
多摩センター駅東駐輪場
多摩センター駅西駐輪場
温水プール
総合福祉センター
永山複合施設（ベルブ永山）駐車場

* 予定価格は、消費税込みの額とする。

* 公契約適用となる案件発注時には、その旨を一般競争入札の告示、指名通知書、見積依頼書等に記載する。

4 公契約条例の適用労働者の範囲

公契約条例の規定が適用される労働者の範囲は下表のとおりとする。

受注者及び下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、等）
労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣する者
自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

* 適用労働者は、受注者に雇用される者だけでなく下請業者、再委託業者に雇用されるものを含む。

【公契約条例の適用労働者の範囲から除く者】

業務委託及び公の施設の指定管理にあつては、満60歳以上の者
同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）
公契約に従事した時間が30分未満の者
現場技術者（現場代理人、主任技術者）・・・（工事又は製造の請負契約の場合）
適用労働者が何らかの都合により、一時的に工事等に従事しない日について、適用労働者の代わりに従事する者

5 労務報酬下限額

労務報酬下限額とは、公契約条例の対象となる請負契約、指定管理協定において受注者及び受注関係者が労働者等に支払わなければならない労務報酬の下限となる1時間当たりの額をいう。

労務報酬下限額は、公契約審議会からの答申を踏まえ、市長が毎年定め、告示するものとし、翌年度に締結する請負契約（予定価格5,000万円以上の工事請負契約。予定価格1,000万円以上の業務委託のうち、市長が定めるもの。）、市長が必要と認めた指定管理協定、及び市長が特に必要と認めた請負契約に適用する。

労務報酬下限額は、当該契約締結時の労務報酬下限額を適用する。このため、複数年に及ぶ請負契約においては、当該契約締結の翌年度以降に労務報酬下限額が改定されてもその額の適用とはならず、当該契約締結時の労務報酬下限額を適用する。

平成24年度の労務報酬下限額については、資料2（14頁）、資料3（15頁）に掲載。

労務報酬下限額の勘案基準

契約の種類	労働者の区分	勘案基準
工事又は製造の請負契約	(a)熟練労働者、一人親方	公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間当たりの金額
	(b)熟練労働者以外の者	
業務委託のうち、市長が別に定めるもの	業務に従事する労働者 但し、満60歳以上の者は除く。	当該業務の標準的な賃金と認められる1時間当たりの金額 (当面の間、生活保護水準を下回らない額) *平成24年度：903円
指定管理協定のうち、市長等が必要であると認めたもの		

* 公共工事設計労務単価は、工事の職種ごとに単価（日額）が設定されているため、労務報酬下限額においても、その設定された職種ごとに労務報酬下限額（時給）を設定する。
平成24年度の工事又は請負契約における職種ごとの労務報酬下限額は14頁資料2に掲載。

* 工事における従事業種ごとの全労働者の毎月の労働時間の中で(a)熟練労働者の労働時間は、 $(a) \div ((a) + (b)) = 0.80$ 以上とする。

* (a)(b)の対象者は、事業主の判断により定め、公契約条例対象 労務台帳（以下「労務台帳」という。）に明示する。

6 労務報酬の算定方法

公契約における労務報酬とは、受注者、受注関係者から労働者に支払われる賃金や請負契約における請負金額をいう。

ただし、契約の種類及び労働者に応じて労務報酬に算定する手当等は以下のとおり異なる。

市へ提出する労務台帳〔資料4～8（16～20頁）〕に労務報酬額の記載欄はないが、報告及び立入検査等が必要となった場合等は状況確認するので、各労働者の公契約に係る労務報酬を算定しておくこと。

契約の種類及び労働者	労務報酬に算定する手当等
工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、労働基準法第9条にいう労働者であって熟練労働者	基本給、出来高給、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金（時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金）、家族手当、扶養手当、通勤手当、都市手当、地域手当、住宅手当、役職・現場・技能・資格手当等（当該対象労働者の本来業務に対して支払われるもの）、有給休暇手当、精勤手当、現物給与（通勤用定期・食事等）、賞与（期末手当、勤勉手当等のボーナス） ^{※1}
工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、請負契約におけるいわゆる一人親方	公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの（消費税及び地方消費税に相当する部分を除く）。請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その支払われる額。
工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、熟練労働者以外の者	時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金及び時間外・休日・深夜労働の割増賃金のうち当該公契約において従事した作業に係る部分
業務委託のうち、市長が別に定めるものにおける労働者	
指定管理協定のうち、市長等が必要であると認めたものにおける労働者	

* 労務報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なる。

* 上の表における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給基準や支給実態によって判断する。

注1 期末手当、通勤手当等、複数回数分がまとめて支払われる手当の算定にあたっては、直近に支払われた当該手当を、対応する支払回数で除して得た額を当該労務報酬額が支払われるべき日（給料日等）に支払われた手当に相当する額として算定する。

（例）前年12月に賞与60万円の支払い（6か月分）があった時の4月の労務報酬に算定する額（月払いの場合） $60 \text{万円} \div 6 \text{（月）} = 10 \text{万円}$ を算定額に加算する。

契約の種類及び労働者	労務報酬に算定しない手当
工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、労働基準法第9条にいう労働者であって熟練労働者	各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当。労働者持ちの工具、車両の損料等賃金ではなく経費の負担に当たる手当。
工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、請負契約におけるいわゆる一人親方	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費
工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、熟練労働者以外の者	家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
業務委託のうち、市長が別に定めるものにおける労働者	
指定管理協定のうち、市長等が必要であると認めたものにおける労働者	

- * 工事又は製造の請負契約における熟練労働者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会作成の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内・外の区分に準じる。
- * 工事又は製造の請負契約における熟練労働者以外の者、業務委託及び指定管理協定における労働者の各手当等の詳細は、労働基準法施行規則第20条及び第21条に準じる。

7 受注者の連帯責任等

受注者は受注関係者が支払う賃金等が市の定める労務報酬下限額を下回った時は、その差額分について、支払うよう指導するとともに当該受注関係者と連帯して支払う義務が生じる。

また、受注者は受注関係者にそのほかにも公契約条例違反があった場合は、改善を指導し、遵守させること。

8 継続雇用（業務委託、公の施設の指定管理）

継続性のある業務委託及び公の施設の指定管理においては、その業務に従事する労働者の雇用の安定と業務の質の維持や継続性の確保を図るため、入札等により受注者が変わった場合、従前の受注者に雇用されていた労働者のうち、継続しての雇用を希望する者については、勤務成績の不良等、特段の理由のない限り、継続して雇用するよう努めること。

9 公契約条例対象 労務台帳の作成方法

公式ホームページより、労務台帳 EXCEL をダウンロードすること。

労務台帳 EXCEL は「工事用」「委託・指定管理用」の2種類あるので注意すること。

【資料4～8（16～20頁）】

- * 労務台帳は、労務報酬の支払われるべき日（給料日等）ごとに作成し、作成した台帳は作業場、会社又は事務所等の労働者が確認できる適正な場所に備えておくこと。（対象労働者が雇用する事業主によって労務報酬の支払われるべき日が異なる場合は、事業主ごとに台帳を作成する。なお、下請業者、派遣事業者に雇用される対象労働者の台帳についても、受注者の責任において作成すること。）
- * 労務台帳の提出時期は、契約期間内に計3回とする。（労務台帳 EXCEL の基本情報入力票の履行期限等を入力することにより各月台帳に自動計算し、表示される。）
- * 労務台帳は、毎月労務報酬の支払われるべき日が過ぎた後に速やかに作成すること。
- * 労務台帳の作成単位は、受注者、受注関係者を合算したもの又は事業者ごとに分けて作成したもののどちらでもよい。

【基本情報入力票】

No	入力項目	備考	要件
1	必要事項を入力	入力された事項は、4月から3月までの労務台帳に自動記入	必須

【台帳】

No	入力項目	備考	要件
1	労働者氏名を入力	契約月のシートに入力のこと	必須
2	従事業種を入力	セルをクリックすると業種が表示されるのでその中から選択。委託の場合は適時入力。工事の(a)(b)の区分は本手引「6 労務報酬下限額」を参照	必須
3	支払形態を入力	セルをクリックすると月給、日給、時給の3種類が表示されるのでその中から選択	必須
4	労働日数を入力	数字入力	必須
5	所定労働時間	数字入力	必須
6	総労働時間を入力	公契約対象業務に従事した総労働時間を数字入力	必須
7	時間外労働時間を入力	公契約対象業務に従事した時間外労働時間を数字入力	該当ある場合のみ
8	深夜労働時間を入力	公契約対象業務に従事した深夜労働時間を数字入力	該当ある場合のみ
9	休日労働時間を入力	公契約対象業務に従事した休日労働時間を数字入力	該当ある場合のみ
10	確認	上記入力完了すると賃金台帳に赤字で「 割合判定セルに？のついている従事業種の(a)の総労働時間が従事業種(a)と(b)の合計の80%未満です。 」と表示されていないか確認のこと。表示が出ている場合は、従事業種の(a)、(b)の区分に誤りがないか確認し、修正のこと。表示されたままでは提出不可。	工事のみ必須
11	下請がある場合業者名等を入力	下請件名から連絡先まで全て入力	該当ある場合のみ

10 公契約条例対象 労務台帳の提出

受注者は、上記により作成した労務台帳を市に提出する。

提出回	提出日
第1回	契約月の属する月分について、契約月の属する月の翌々月の10日までに提出
第2回	履行期限の中間日が属する月まで分について、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日までに提出
第3回	履行期限到来後、履行期間中全ての月分について、履行期限到来月の翌々月の10日までに提出

* 第2回目以降は、それまでに経過した月のもの全てについて提出のこと。

* 提出に当たっては、労務報酬下限額確認を行った後、「上記労務報酬計算期間における下記労働者に支払った報酬額は、各労働者に支払われるべき下記基準額を超えていることを確認しました。」を選択し保存のこと。

* 保存後の労務台帳 EXCEL を下記専用アドレスにメール送信により提出のこと。

送信アドレス koukeiyaku@city.tama.tokyo.jp

11 労働者等への周知

受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること。〔資料 11、12 (24、25 頁)〕

1. この条例が適用される労働者等の範囲
2. 労務報酬下限額
3. 賃金の支払いについて受注者（元請）に連帯責任があること
4. 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
5. 申し出をする場合の連絡先
6. 受注者（元請）、受注関係者（雇用主）及び市役所総務部総務契約課の住所、電話番号
7. 申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと

1 2 労働者等からの問合せへの対応

対象労働者等から、労務台帳の閲覧又は公契約条例に関する問合せ等があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。

労務台帳の閲覧に際しては、他の労働者分については見られないよう配慮し、当該労働者の記載部分についてのみ閲覧させること。

1 3 労働者等からの申し出への対応

労働者等から受注者に申し出があった場合は、労務報酬の支払いについて速やかに確認をすること。

労務報酬の支払いが労務報酬下限額を下回っていた場合は、当該労務報酬が支払われるべき日から14日以内にその差額を支払わなければならない。

労務報酬下限額以上の支払いがされていた場合には、その旨を労働者等に回答する。

また、回答後にその回答について市に報告をすること。

なお、申し出は文書により行うこと。〔資料13、14(26、27頁)〕

労働者が申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。

1 4 報告及び立入検査

労働者等から多摩市に申し出があった場合又は調査が必要と認める場合、市は、受注者に対して報告、事業所等への立入り、書類やその他の物件の検査、関係者への質問等、必要な調査をすることができる。

受注者は、これらの調査に応じること。また、市は下請業者や派遣元事業主等の受注関係者に対して受注者の了解の上、同様に必要な調査することができる。

このため受注者は受注関係者との間の契約において、これらの報告及び立ち入り検査ができるよう定めておくこと。

立入検査に際しては事前に日時等について通知の上、市職員にその身分を示す証明書を携帯し、行う。

1 5 是正措置

調査の結果、受注者又は受注関係者に違反があれば、市は受注者に是正措置を命じ、受注者は速やかに是正措置を講じるとともに市が定める期日までに是正措置の内容を報告しなければならない。

16 契約解除と指名停止

市は次のときに公契約等の解除、指定管理協定に関して指定の取消し、業務の停止を行うことができる。

- ・受注者や受注関係者から報告がなされないとき
- ・受注者や受注関係者からの報告が虚偽であったとき
- ・受注者や受注関係者が立入検査を拒否したとき
- ・受注者や受注関係者が立入検査を非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁しなかったり、虚偽の答弁をしたときなど）
- ・是正措置の命令に従わないとき
- ・是正報告がなされないとき
- ・是正報告が虚偽であったとき

市は、契約解除に合わせて、指名停止措置を行う。

17 公表

公契約の解除、指定管理協定に関して指定の取消し、業務の停止を命令したとき、または公契約、指定管理協定の終了後に受注者や受注関係者が公契約条例に基づく契約条項に違反したことが判明したときは、これを公表する。

18 損害賠償等

受注者、受注関係者は公契約条例に基づく契約条項に違反したことにより、公契約の解除、指定管理協定に関して指定の取消し、業務の停止を命令を受けたときは、市に生じた損害の賠償、または違約金の支払いをしなければならないが、受注者、受注関係者に損害が生じても、市はその損害を賠償する責任を負わない。

公契約条例対象案件の流れ

	対 象 者	内 容	備 考
①	多摩市	【公契約対象案件の発注】 ・ 条件付一般競争入札の公告 ・ 指名通知書の通知 ・ 見積依頼書の通知	公契約対象案件であることを明示
②	入札・見積参加者	・ 上記公告の確認 ・ 上記通知書、依頼書の受領	公契約対象案件であることを確認
		条件付一般競争入札の申込	
③	多摩市	条件付一般競争入札の参加資格確認	
④	入札・見積参加者	見積・積算 → 入札	
⑤	多摩市	落札者決定	
		契約書作成依頼	公契約用約款の添付
⑥	落札者	契約書作成	
⑦	多摩市	契約書内容確認 → 契約書の受渡	公契約対象案件の説明
⑧	受注者	契約書受領 → 業務の履行	
		労働者等への周知 作業場等に掲示又は書面の交付 1 この条例が適用される労働者の範囲 2 労務報酬下限額 3 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること 4 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日 5 申し出をする場合の連絡先 6 受注者（元請）、受注関係者（雇用主）及び市役所総務部総務契約課の住所、電話番号 7 労働者等が申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いをされないこと	
⑨	労働者等	問合せ	
		申し出	文書により行うこと
⑩	受注者	報告	
⑪	多摩市	立入検査	労働者等から申し出があった場合、必要があると認める場合等
		是正命令	条例の規定に違反している場合
⑫	受注者	是正報告	是正命令を命じられた場合
⑬	多摩市	公契約等の解除	是正命令に従わない場合等
		公表	公契約等の解除をした場合
		損害賠償又は違約金の請求	公契約等の解除により損害が生じた場合又は受注者が条例に違反した場合

平成24年度 工事又は製造の請負契約 労務報酬下限額（1時間当たり）

熟練労働者(a)

職 種	下限額
特殊作業員(a)	1,902
普通作業員(a)	1,530
軽作業員(a)	1,227
造園工(a)	1,800
法面工(a)	1,902
とび工(a)	1,935
石工(a)	2,160
ブロック工(a)	2,195
電工(a)	2,160
鉄筋工(a)	2,048
鉄骨工(a)	1,823
塗装工(a)	1,992
溶接工(a)	2,240
運転手(特殊)(a)	1,947
運転手(一般)(a)	1,598
潜かん工(a)	2,318
潜かん世話役(a)	2,757
さく岩工(a)	1,970
トンネル特殊工(a)	1,980
トンネル作業員(a)	1,733
トンネル世話役(a)	2,307
橋りょう特殊工(a)	2,217
橋りょう塗装工(a)	2,307
橋りょう世話役(a)	2,555
土木一般世話役(a)	2,127
高級船員(a)	2,588
普通船員(a)	2,003
潜水士(a)	2,960
潜水連絡員(a)	2,082
潜水送気員(a)	2,070
山林砂防工(a)	2,307
軌道工(a)	3,365
型わく工(a)	1,868
大工(a)	2,093
左官(a)	1,992
配管工(a)	2,025
はつり工(a)	1,857
防水工(a)	2,037
板金工(a)	1,958
タイル工(a)	2,003
サッシ工(a)	1,868
屋根ふき工(a)	1,823
内装工(a)	1,925
ガラス工(a)	1,835
建具工(a)	1,755
ダクト工(a)	1,800
保温工(a)	1,890
建築ブロック工(a)	1,868
設備機械工(a)	1,992
交通誘導員 A(a)	1,092
交通誘導員 B(a)	1,002

熟練労働者以外(b)

職 種	下限額
特殊作業員(b)	
普通作業員(b)	
軽作業員(b)	
造園工(b)	
法面工(b)	
とび工(b)	
石工(b)	
ブロック工(b)	
電工(b)	
鉄筋工(b)	
鉄骨工(b)	
塗装工(b)	
溶接工(b)	
運転手(特殊)(b)	
運転手(一般)(b)	
潜かん工(b)	
潜かん世話役(b)	
さく岩工(b)	
トンネル特殊工(b)	
トンネル作業員(b)	
トンネル世話役(b)	
橋りょう特殊工(b)	
橋りょう塗装工(b)	
橋りょう世話役(b)	
土木一般世話役(b)	
高級船員(b)	903
普通船員(b)	
潜水士(b)	
潜水連絡員(b)	
潜水送気員(b)	
山林砂防工(b)	
軌道工(b)	
型わく工(b)	
大工(b)	
左官(b)	
配管工(b)	
はつり工(b)	
防水工(b)	
板金工(b)	
タイル工(b)	
サッシ工(b)	
屋根ふき工(b)	
内装工(b)	
ガラス工(b)	
建具工(b)	
ダクト工(b)	
保温工(b)	
建築ブロック工(b)	
設備機械工(b)	
交通誘導員 A(b)	
交通誘導員 B(b)	

平成 24 年度 業務委託又は指定管理協定の請負契約 労務報酬下限額(1 時間当たり)

労務報酬下限額	903円
---------	------

Microsoft Excel 画面のスクリーンショット。タイトルバーには「公契約条例対象【工事】 労務台帳.xls [互換モード] - Microsoft Excel」が表示されている。メニューバーには「ホーム」「挿入」「ページレイアウト」「数式」「データ」「校閲」「表示」「開発」がある。リボンには「貼り付け」「クリップボード」「MS Pゴシック」「11」「A」「折り返して全体を表示する」「標準」「条件付き書式」「テーブルとして書式設定」「セルのスタイル」などのグループがある。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R																	
1	基本情報入力票																																		
2																																			
3	契約番号	入力必須																																	
4	契約件名																																		
5	履行場所																																		
6	履行開始日																																		
7	履行期限																																		
8	受注者商号																																		
9	代表者名																																		
10	住所																																		
11	担当者名																																		
12	担当者部署																																		
13	連絡先(TEL)																																		
14	連絡先(FAX)																																		
15																			報告始期	報告終期	提出期限														
16	第1回(当初時)																		自動表示																
17	第2回(中間時)																																		
18	第3回(完了時)																																		
19																																			
20																																			
21																																			
22																																			
23																																			

公契約条例対象【工事】 労務台帳.xls [互換モード] - Microsoft Excel

ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 開発

MS Pゴシック 8 A A

貼り付け クリップボード

折り返して全体を表示する

標準

条件付き書式 テーブルとして書式設定 セルのスタイル

挿入 削除 書式

オートSUM フィル クリア

並べ替えとフィルタ 検索と選択

F38

作成日

多摩市公契約条例対象【工事】 労務台帳(平成24年4月分)

3	契約番号	4241 0001 00		受注者番号	株式会社 ■ 建設		下請件名	
4	契約件名	●●小学校増改修工事		代表者名	代表取締役 ○○ □□		下請業者番号	
5	履行場所	多摩市▲▲100番地(多摩市立●●小学校)		住所	多摩市△△3丁目2番地1		下請業者住所	
6	履行開始日	H24.4.10		担当者名	AA BB		担当者名	
7	履行期限	H25.3.25		担当者部署	営業部		担当者部署	
8		報告始期	報告終期	提出期限	042-xxxx-xxxx		連絡先(TEL)	
9	第1回(当初時)	H24.4.1	H24.4.30	H24.6.10	042-xxxx-xxxx		連絡先(FAX)	
10	第2回(中間時)	H24.4.1	H24.9.30	H24.11.10	(a)(b)割合判定		割合判定セルに？のついている従事種類の(a)の総労働時間が従事種類(a)と(b)の合計の80%未満です。	
11	第3回(完了時)	H24.4.1	H25.3.31	H25.5.10				
12	労務報酬の賃金支払日							
13	労務報酬下限額確認	上記労務報酬計算期間における下記労働者に支払った報酬額は、各労働者に支払われるべき下記基準額を超えていることを確認しました。						

No	労働者氏名	従事業種	支払形態	労働日数	所定労働時間	公契約対象工事に従事した時間				算定労働時間数	労務報酬下限額	基準額	(a)(b)割合判定		
						総労働時間	時間外労働時間	深夜労働時間	休日労働時間						
17	1	多摩 太郎	石工(a)	日給	18	144	144	16	8	19	157	2,160	339,120	?	特殊作業員(a)
18	2	○村 ○○	石工(b)	日給	20	160	160				160	903	144,480	?	特殊作業員(b)
19	3	□木 □□	運転手(一般)(a)	月給	25	200	164	16	5	10	173	1,598	276,454	OK	普通作業員(a)
20	4	多摩 太郎	運転手(一般)(b)	時給	5	40	40	3			41	903	37,023	OK	普通作業員(b)
21	5	△藤 △△	型わく工(a)	月給	25	200	130				130	1,868	242,840	OK	軽作業員(a)
22	6	●田 ●●	軽作業員(a)	月給	25	200	150				150	1,227	184,050	OK	軽作業員(b)
23	7	■ ■■	建築ブロック工(a)	月給	25	200	180				180	1,868	336,240	OK	造園工(a)
24	8	▲島 ▲▲	左官(a)	月給	25	200	160				160	1,892	318,720	OK	造園工(b)
25	9	☆☆ ☆☆	ダクト工(a)	月給	24	192	140				140	1,800	252,000	OK	法面工(a)
26	10	多摩 太郎	内装工(b)	月給	2	16	16				16	903	14,448	?	法面工(b)
27	11														とび工(a)
28	12														とび工(b)
29	13														石工(a)
30	14														石工(b)

基本表 H24.4 H24.5 H24.6 H24.7 H24.8 H24.9 H24.10 H24.11 H24.12 H25.1 H25.2 H25.3 工事記載マニュアル

公契約条例対象【工事】 労務台帳.xls [互換モード] - Microsoft Excel

ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 開発

MS Pゴシック 11

貼り付け クリップボード

MS Pゴシック 11

折り返して全体を表示する

セルを結合して中央揃え

条件付き書式 テーブルとして書式設定 セルのスタイル

挿入 削除 書式

オートSUM フィル クリア

並べ替えとフィルタ 検索と選択

編集

AA46

作成日 入力必須

多摩市公契約条例対象【工事】 労務台帳(平成24年4月分)

1	多摩市公契約条例対象【工事】 労務台帳(平成24年4月分)														
2	多摩市公契約条例対象【工事】 労務台帳(平成24年4月分)														
3	契約番号	基本情報入力により自動表示				受注者番号	基本情報入力により自動表示				下請件名	該当ある場合のみ入力必須			
4	契約件名	基本情報入力により自動表示				代表者名	基本情報入力により自動表示				下請業者番号				
5	履行場所	基本情報入力により自動表示				住所	基本情報入力により自動表示				下請業者住所				
6	履行開始日	基本情報入力により自動表示				担当者名	基本情報入力により自動表示				担当者名				
7	履行期限	基本情報入力により自動表示				担当者部署	基本情報入力により自動表示				担当者部署				
8		報告始期	報告終期	提出期限	連絡先(TEL)	基本情報入力により自動表示				連絡先(TEL)					
9	第1回(当初時)	基本情報入力により自動表示				連絡先(FAX)	基本情報入力により自動表示				連絡先(FAX)				
10	第2回(中間時)	基本情報入力により自動表示				(a)(b)割合判定	自動表示								
11	第3回(完了時)	基本情報入力により自動表示					自動表示								
12	労務報酬の資金支払日	入力必須													
13	労務報酬下限額確認	セルをクリックし、表示される項目から選択 必須													
14															
15	No	労働者氏名	従事業種	支払形態	労働日数	所定労働時間	総労働時間	時間外労働時間	深夜労働時間	休日労働時間	算定労働時間数	労務報酬下限額	基準額	(a)(b)割合判定	
16							公契約対象工事に従事した時間								
17							公契約対象工事に従事した時間								
18	1	入力必須	セルをクリックし、表示される項目から選択	入力必須	入力必須	入力必須	該当ある場合のみ入力必須				自動表示				
19	2														
20	3														
21	4														
22	5														
23	6														
24	7														
25	8														
26	9														
27	10														
28	11														
29	12														
30	13														

H24.6 H24.7 H24.8 H24.9 H24.10 H24.11 H24.12 H25.1 H25.2 H25.3 工事記載マニュアル データ 必須項目

公契約条例対象【委託】 労務台帳 [互換モード] - Microsoft Excel

作成日

公契約条例対象【委託】 労務台帳(平成24年4月分)

1	契約番号	42420001 00			受注者商号	株式会社■■■			下請件名				
2	契約件名	●●業務委託			代表者名	代表取締役 ○○ □□			下請業者商号				
3	履行場所	多摩市▲▲100番地(多摩市立●●小学校)			住所	多摩市△△3丁目2番地1			下請業者住所				
4	履行開始日	H24.4.10			担当者名	AA BB			担当者名				
5	履行期限	H25.3.25			担当者部署	営業部			担当者部署				
6		報告始期	報告終期	提出期限	連絡先(TEL)	042-×××-××××			連絡先(TEL)				
7	第1回(当初時)	H24.4.1	H24.4.30	H24.6.10	連絡先(FAX)	042-×××-×××△			連絡先(FAX)				
8	第2回(中間時)	H24.4.1	H24.9.30	H24.11.10									
9	第3回(完了時)	H24.4.1	H25.3.31	H25.5.10									
10	労務報酬の貸金支払日												
11	労務報酬下限額確認												
12													
13													
14													
15	No	労働者氏名	従事業種	支払形態	労働日数	所定労働時間	総労働時間	時間外労働時間	深夜労働時間	休日労働時間	算定労働時間数	労務報酬下限額	基準額
16	公契約対象事業に従事した時間												
17	1	多摩 太郎	作業員	日給	18	144	144	16	8	19	157	903	141,771
18	2	○村 ○○	清掃員	日給	20	160	160				160	903	144,480
19	3	□木 □□	交通誘導員	月給	25	200	164	16	5	10	173	903	156,219
20	4	関戸 二郎	事務員	時給	5	40	40	3			41	903	37,023
21	5	△藤 △△	ヘルパー	月給	25	200	130				130	903	117,390
22	6	●田 ●●	バス添乗員	月給	25	200	150				150	903	135,450
23	7	■ ■■	バス添乗員	月給	25	200	180				180	903	162,540
24	8	▲島 ▲▲	相談員	月給	24	200	160				160	903	144,480
25	9	☆村 ☆☆	保健士	月給	24	192	140				140	903	126,420
26	10	★山 ★★	保健士	月給	2	16	16				16	903	14,448
27													
28													
29													
30													
31													
32													

基本表 / H24.4 / H24.5 / H24.6 / H24.7 / H24.8 / H24.9 / H24.10 / H24.11 / H24.12 / H25.1 / H25.2 / H25.3 委託記載マニュアル 必須

多摩市公契約条例対象【委託】 労務台帳 [互換モード] - Microsoft Excel

ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示

MS Pゴシック 11

貼り付け グリッドボード

折り返して全体を表示する 標準

セルを結合して中央揃え

条件付き書式 テーブルとして書式設定 セルのスタイル

挿入 削除 書式

オートSUM フィル クリア

並べ替えとフィルタ 検索と選択

編集

A:J6

作成日 入力必須

多摩市公契約条例対象【委託】 労務台帳(平成24年4月分)

1	多摩市公契約条例対象【委託】 労務台帳(平成24年4月分)													
2														
3	契約番号	基本情報入力により自動表示					受注者商号	基本情報入力により自動表示					下請件名	
4	契約件名	基本情報入力により自動表示					代表者名	基本情報入力により自動表示					下請業者商号	
5	履行場所	基本情報入力により自動表示					住所	基本情報入力により自動表示					下請業者住所	
6	履行開始日	基本情報入力により自動表示					担当者名	基本情報入力により自動表示					担当者名	
7	履行期限	基本情報入力により自動表示					担当者部署	基本情報入力により自動表示					担当者部署	
8		報告始期	報告終期	提出期限	基本情報入力により自動表示			連絡先(TEL)	基本情報入力により自動表示					連絡先(TEL)
9	第1回(当初時)	基本情報入力により自動表示					連絡先(FAX)	基本情報入力により自動表示					連絡先(FAX)	
10	第2回(中間時)	基本情報入力により自動表示												
11	第3回(完了時)	基本情報入力により自動表示												
12	労務報酬の賃金支払日	入力必須												
13	労務報酬下限額確認	セルをクリックし、表示される項目から選択 必須												
14														
15	No	労働者氏名	従事業種	支払形態	労働日数	所定労働時間	総労働時間	時間外労働時間	深夜労働時間	休日労働時間	算定労働時間数	労務報酬下限額	基準額	
16	公契約対象事業に従事した時間													
17														
18	1	入力必須	入力必須	セルをクリックし、表示される項目から選択	入力必須	入力必須	入力必須	入力必須	入力必須	入力必須	入力必須	入力必須	自動計算	
19	2													
20	3													
21	4													
22	5													
23	6													
24	7													
25	8													
26	9													
27	10													
28	11													
29	12													
30	13													
31														
32														

H24.4 H24.5 H24.6 H24.7 H24.8 H24.9 H24.10 H24.11 H24.12 H25.1 H25.2 H25.3 委託記載マニュアル 必須項目

コマンド 100%

公契約対象工事（委託）に従事した作業の按分方法について

1人の労働者が1つの工事（委託）だけでなく、複数の工事（委託）に従事していた場合、従事した作業に応じて個別に支払われる手当を除いて、支払われた賃金を所定労働時間内における労働時間に応じて按分し算定します。

例 ●●工事・・・公契約対象工事

▲▲工事・・・その他の工事 月払いの場合

【労働時間】平成24年4月分の場合

総労働時間：200時間・・・㉑

内時間外労働時間：10時間・・・㉒

●●工事 総労働時間：150時間・・・㉓

内時間外労働時間：6時間・・・㉔

▲▲工事 総労働時間：50時間・・・㉕

内時間外労働時間：4時間・・・㉖

㉑の時間数は、労務報酬期間において、対象労働者が従事した総労働時間における実際の労働時間で、公契約対象工事に従事した時間以外（上記例の場合▲▲工事の50時間）を含む（時間外を除く）。ただし、通常の労働時間に賃金が支払われる休暇を取得した場合は、その休暇に対応する労働時間を含む。

【支払われた賃金】平成24年4月分の場合

基本給：400,000円・・・㉗

賞与：300,000円（前年12月支給（6ヶ月））・・・㉘

時間外割増賃金：30,000円（●●工事分18,000円）・・・㉙

家族手当：20,000円・・・㉚

資格手当：40,000円（●●工事分30,000円）・・・㉛

$$(\text{㉗} + \text{㉘}) \div 6 + \text{㉚} \times (\text{㉓} / \text{㉑}) + \text{㉙} + \text{㉛}$$

$$= (400,000 + 300,000 \div 6 + 20,000) \times (150 \div 200) + 18,000 + 30,000$$

$$= \underline{400,500 \text{円}} \dots \text{㉜}$$

㉜を公契約対象工事●●工事の労務報酬として算定

公契約対象工事（委託）に従事した基準額の算出方法について①

1人の労働者が公契約対象工事（委託）に従事した基準額は、総労働時間、時間外労働時間、休日労働時間、深夜労働時間を公契約対象工事（委託）労務台帳に入力すると下記の計算方法により自動計算します。

例 ●●工事・・・公契約対象工事

総労働時間：150時間・・・・・・・・・・・・・①

内時間外労働時間：16時間・・・・・・・・・・・・・②

内休日労働時間：7時間・・・・・・・・・・・・・③

内深夜労働時間：8時間・・・・・・・・・・・・・④

労務報酬下限額：1,902円・・・・・・・・・・・・・⑤

$$\begin{aligned} & \textcircled{A} \times 100\% + \textcircled{B} \times 25\% + \textcircled{C} \times 35\% + \textcircled{D} \times 25\% \\ & = 150 \times 100\% + 16 \times 25\% + 7 \times 35\% + 8 \times 25\% \\ & = 158.45 \end{aligned}$$

小数点以下を四捨五入すると 158時間・・・・・・・・・・・・・⑥

⑥を労働時間として算定

$$\textcircled{F} \times \textcircled{E} = 158 \times 1902 = \underline{300,516 \text{円}} \dots\dots\dots \textcircled{G}$$

⑦が基準額

公契約対象工事（委託）に従事した労務報酬の算出方法について①

労務台帳には、労務報酬を記載する必要はございませんが、各労働者の報酬支払いが公契約条例の規定を満たしているかどうかは確認する必要があります。

例 平成24年4月の場合

総労働時間：200時間（公契約対象工事及びその他の工事の総労働時間）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑧

●●工事・・・公契約対象工事

総労働時間：150時間・・・・・・・・・・・・・①

内時間外労働時間：16時間・・・・・・・・・・・・・②

内休日労働時間：7時間・・・・・・・・・・・・・③

内深夜労働時間：8時間・・・・・・・・・・・・・④

支払われた報酬：400,000円・・・・・・・・・・・・・⑤

支払われた賞与：300,000円（前年12月支給（6ヶ月））・・・⑥

⑤は、②③④の割増賃金も含めた金額

4月算定報酬：450,000円・・・・・・・・・・・・・⑦

$$\textcircled{F} \text{は } \textcircled{M} + \textcircled{N} \div 6 = 400,000 + 300,000 \div 6 = 450,000$$

$$\textcircled{G} \times (\textcircled{I} \div \textcircled{H}) = 450,000 \times (150 \div 200)$$

$$= \underline{337,500 \text{円}} \dots\dots\dots \textcircled{P}$$

⑧が労務報酬

⑦（基準額）と⑧（労務報酬）を比較

300,516円 < 337,500円のため、

この労働者の労務報酬の支払いは、公契約条例の規定を満たしている。

公契約対象工事（委託）に従事した基準額の算出方法について②

1人の労働者が1つの工事（委託）だけでなく、複数の業種に従事していた場合、熟練者及び熟練者以外のそれぞれの総労働時間、時間外労働時間、休日労働時間、深夜労働時間を公契約対象工事（委託）労務台帳に入力すると下記の計算方法により自動計算します。

例 ●●工事・・・公契約対象工事

普通作業員：熟練者として従事

電 工：熟練者以外として従事 時給払いの場合

総労働時間：200時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(A)

内時間外労働時間：10時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(B)

普通作業員 総労働時間：150時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(C)

内時間外労働時間：6時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(D)

労務報酬下限額：1,530円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(E)

電 工 総労働時間：50時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(F)

内時間外労働時間：4時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(G)

労務報酬下限額：903円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(H)

$(C) \times 100\% + (D) \times 25\%$

$= 150 \times 100\% + 6 \times 25\% = 151.5$

小数点以下を四捨五入すると 152時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(I)

(I)を労働時間として算定

$(I) \times (E) = 152 \times 1530 = \underline{232,560 \text{円}}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(J)

(J)が熟練者としての基準額

$(F) \times 100\% + (G) \times 25\%$

$= 50 \times 100\% + 4 \times 25\% = 51$

小数点以下を四捨五入すると 51時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(K)

(K)を労働時間として算定

$(K) \times (H) = 51 \times 903 = \underline{46,053 \text{円}}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(L)

(L)が熟練者以外としての基準額

公契約対象工事（委託）に従事した労務報酬の算出方法について②

労務台帳には、労務報酬を記載する必要はございませんが、各労働者の報酬支払いが公契約条例の規定を満たしているかどうかは確認する必要があります。

例 上記の例で支払われた報酬が320,000円であった場合・・・・・・・・・・(M)

$(M) \times ((C) \div (A)) = 320,000 \times (150 \div 200)$

$= \underline{240,000 \text{円}}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(N)

(N)が普通作業員（熟練者）としての労務報酬

$(M) \times ((F) \div (A)) = 320,000 \times (50 \div 200)$

$= \underline{80,000 \text{円}}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(O)

(O)が電工（熟練者以外）としての労務報酬

(J)（基準額）と(N)（労務報酬）を比較

$232,560 \text{円} < 240,000 \text{円}$

(L)（基準額）と(O)（労務報酬）を比較

$46,053 \text{円} < 80,000 \text{円}$

この労働者の労務報酬の支払いは熟練者分及び熟練者以外のいずれも、公契約条例の規定を満たしている。

多摩市公契約条例に定める適用範囲に該当する工事のお知らせ

件名	〇〇〇〇工事
契約番号	第4241000△△△号
履行場所	多摩市関戸□丁目〇番地△号
履行期限	平成25年3月31日

多摩市と受注者との契約で次のことが規定されています。

◎多摩市公契約条例の対象労働者等について

多摩市公契約条例の対象労働者等
正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者の方など、国籍や雇用主を問わず、原則として日本国内においてこの工事の作業に従事する労働者の方
多摩市公契約条例の対象とならない労働者等
同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）
公契約に従事した時間が30分未満の者

◎この工事に従事する労働者等は、多摩市長が定める1時間当たりの賃金（労務報酬下限額といいます。）から算出する基準額以上の労務報酬を受け取ることができます。

労務報酬下限額（1時間当たり）	別表のとおり
-----------------	--------

◎受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が上記労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負います。

◎法定の労働時間、休憩、休日

- ・使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。
- ・使用者は労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩をあたえなければなりません。
- ・使用者は、少なくとも毎週1日か、4週間を通じて4日以上の日をあたえなければなりません。
- ・時間外労働協定等がある場合はそれに従わなければなりません。

◎この条例の対象となる労働者等は、基準額以上の労務報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者又は多摩市に申し出ることができます。申し出は必ず文書で行ってください。

申し出先		申し出書送付先	連絡先
受注者	〇〇株式会社 代表取締役 △△ △△	〒206-00000 多摩市□□3丁目〇〇番〇〇号	042-000-0000
受注関係者	□□有限公司 代表取締役 〇〇 〇〇	〒206-00000 多摩市□□5丁目〇〇番〇〇号	042-000-0000
発注者	多摩市 総務部 総務契約課	〒206-00000 多摩市関戸6丁目12番1号	042-338-6808

◎上記の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いはありません。

多摩市公契約条例に定める適用範囲に該当する業務のお知らせ

件名	〇〇〇〇業務委託
契約番号	第4242000△△△号
履行場所	多摩市関戸□丁目〇番地△号
履行期限	平成25年3月31日

多摩市と受注者との契約で次のことが規定されております。

◎多摩市公契約条例の対象労働者等について

多摩市公契約条例の対象労働者等
正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者の方など、国籍や雇用主を問わず、原則として日本国内においてこの業務の作業に従事する労働者の方
多摩市公契約条例の対象とならない労働者等
満60歳以上の者
同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）
公契約に従事した時間が30分未満の者

◎この業務に従事する労働者等は、多摩市長が定める1時間当たりの賃金（労務報酬下限額といいます。）から算出する基準額以上の労務報酬を受け取ることができます。

労務報酬下限額（1時間当たり）	903円
-----------------	------

◎受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が上記労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負います。

◎法定の労働時間、休憩、休日

- ・使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。
- ・使用者は労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩をあたえなければなりません。
- ・使用者は、少なくとも毎週1日か、4週間を通じて4日以上の日をあたえなければなりません。
- ・時間外労働協定等がある場合はそれに従わなければなりません。

◎この条例の対象となる労働者等は、基準額以上の労務報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者又は多摩市に申し出ることができます。申し出は必ず文書で行ってください。

申し出先		申し出書送付先	連絡先
受注者	〇〇株式会社 代表取締役 △△ △△	〒206-00000 多摩市□□3丁目〇〇番〇〇号	042-000-0000
受注関係者	□□有限公司 代表取締役 〇〇 〇〇	〒206-00000 多摩市□□5丁目〇〇番〇〇号	042-000-0000
発注者	多摩市 総務部 総務契約課	〒206-00000 多摩市関戸6丁目12番1号	042-338-6808

◎上記の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いはありません。

平成 年 月 日

殿

住所 _____

氏名 _____ ⑩

申 し 出 書

下記公契約対象案件に従事している労働者ですが、多摩市公契約条例に規定されている労務報酬下限額から算出する基準額以上の労務報酬を受け取っていないため、申し出をする。

記

件 名	
契約番号	
履行場所	
履行期限	

平成 年 月 日

多摩市長

殿

住所 _____

氏名 _____ (印)

申 し 出 書

下記公契約対象案件に従事している労働者ですが、多摩市公契約条例に規定されている労務報酬下限から算出する基準額以上の労務報酬を受け取っていないため、申し出をする。

記

件 名	
契約番号	
履行場所	
履行期限	

多摩市公契約条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 労働者等の賃金等（第6条・第7条）
- 第3章 公契約等の規定事項（第8条）
- 第4章 多摩市公契約審議会（第9条—第12条）
- 第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約等 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年多摩市条例第31号）第7条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 市と公契約等を締結する者をいう。
- (3) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約等に係る業務の一部について請け負う者をいう。
- (4) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請負者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
- (5) 労働者等 次に掲げる者（第5条第2号及び第3号に規定する公契約等に係る業務にあつては、満60歳以上の者を除く。）をいう。
 - ア 受注者又は下請負者（同居の親族のみを使用する者を除く。）に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（家事使用人を除く。）
 - イ 労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者
 - ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者
- (6) 賃金等 公契約等に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。
 - ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金
 - イ 前号ウに該当する者が当該請負契約により得る収入

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約等に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第4条 受注者は、公契約等を締結した責任を自覚して、誠実に職務を遂行する責務を有し、その業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

2 受注者は、男女平等・男女共同参画を推進することにより、労働者の仕事と生活の調和の実現に努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例は、次に掲げる公契約等に適用する。

- (1) 予定価格が5千万円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が1千万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち、多摩市長（以下「市長」という。）が別に定めるもの
- (3) 指定管理協定のうち、市長又は多摩市教育委員会（以下「市長等」という。）が必要であると認めたもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの

第2章 労働者等の賃金等

(労働者等の賃金等)

第6条 市長等は、公契約等において、受注者及び受注関係者が、労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する者を除く。）に対し、市長が定める額（以下「労務報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労務報酬下限額には、工事又は製造以外の請負契約における最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金は算入しない。

3 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている者の労務報酬下限額は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(労務報酬下限額)

第7条 市長は、労務報酬下限額を定めるときは、次の各号に掲げる労働者等に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案するものとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等のうち、市長が多摩市公契約審議会の意見を聴いた上で定める割合の人数の者 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価（基準額）
- (2) 前号以外の労働者等 業務の種類及び内容に応じて、当該業務の標準的な賃金と認められる額（市長が別に定める期日までの間においては、生活保護水準（生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において市に適用される額）を下回らない額）

2 市長は、労務報酬下限額を定めようとするときは、多摩市公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、労務報酬下限額を定めたときは、これを告示する。

第3章 公契約等の規定事項

第8条 請負契約にあつては市長及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあつては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力、共同して第1条の目的を実現し、第3条及び第4条に規定するそれぞれの責務を果たすため、第6条第1項に規定するもののほか、公契約等において別表に規定する事項を定めるものとする。

第4章 多摩市公契約審議会

(多摩市公契約審議会の設置)

第9条 第7条第1項第1号及び第2項に定めるもののほか、この条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、多摩市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が別に定める期日までの間、この条例の施行状況について検証を行い、その結果に基づき必要があるときは、市長に提言することができる。

(構成)

第10条 審議会は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第11条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から市長が必要と認める期間とする。

(組織・運営)

第12条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第3条から第8条までの規定は、平成24年4月1日以後に締結する公契約等について適用する。

別表（第8条関係）

<p>1 公契約等に係る労働条件</p>	<p>受注者は、第2条第5号ア又はイに該当する労働者の労働条件に関して、次に掲げる法令等を遵守しなければならないこと。</p> <p>(1) 労働基準法 (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号） (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） (5) 労働契約法（平成19年法律第128号） (6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者にあつては、同法第5条第1項に規定する短時間労働者対策基本方針</p>
<p>2 公契約等に係る請負条件</p>	<p>受注者は、第2条第5号ウに該当する者と請負契約を締結するに当たっては、前項各号に掲げる関係法令の趣旨を尊重した契約条件としなければならないこと。</p>
<p>3 継続雇用</p>	<p>受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。</p>
<p>4 受注者の連帯責任</p>	<p>受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うこと。</p>
<p>5 台帳の整備等</p>	<p>受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等を支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳を作成し、作業所等に備え、その記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に報告しなければならないこと。</p>
<p>6 労働者等への周知</p>	<p>受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること。</p> <p>(1) この条例が適用される労働者等の範囲 (2) 労務報酬下限額 (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること。 (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日 (5) 次項の申し出をする場合の連絡先 (6) 次項の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。</p>
<p>7 労働者等の申し出</p>	<p>労働者等（労働者等であつた者を含む。第9項及び第10項において同じ。）は、受注者又は受注関係者が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認められるときは、市長等</p>

	又は受注者若しくは受注関係者に申し出ることができること。
8 不利益取扱いの禁止	受注者及び受注関係者は、前項の申し出をしたことを理由として、その労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取り扱いをしてはならないこと。
9 受注者に対する報告及び立入検査	市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。 (1) 労働者等から第7項の申し出があった場合 (2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合
10 受注関係者に対する報告及び立入検査	受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、市長等が前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件等若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。
11 身分証明書の携帯及び提示	前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。
12 是正命令	市長等は、第9項又は第10項の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じること。
13 是正報告	受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、市長等に報告しなければならないこと。
14 公契約等の解除	市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公契約等を解除する（当該公契約等が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に関する公の施設の管理の指定を取消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。）ことができること。 (1) 第9項若しくは第10項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第9項若しくは第10項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 (2) 第12項の命令に従わないとき。 (3) 前項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

15 解除の効果	前項の規定により公契約等を解除又は指定管理協定に関して指定を取消し若しくは業務の停止を命令（以下「解除等」という。）した場合において、受注者及び受注関係者に損害が生じても、市長等は、その損害を賠償する責任を負わないこと。
16 公表	市長等は、公契約等の解除等をしたとき、又は公契約等の終了後に受注者若しくは受注関係者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、別に定めるところにより公表すること。
17 損害賠償	受注者は、公契約等の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならないこと。
18 違約金	市長等は、受注者がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができること。

多摩市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市公契約条例（平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(適用する公契約等)

第3条 条例第5条第2号に規定する市長が別に定める請負契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設又は公園の管理運営業務
- (2) 施設、下水道管渠等の清掃業務
- (3) 街路樹等の維持管理業務
- (4) 可燃物等の収集運搬業務
- (5) 送迎バスの運行業務
- (6) 子育て支援に関する業務
- (7) 高齢者支援に関する業務
- (8) 障がい者支援に関する業務

2 条例第5条第3号に規定する市長等が必要と認めた指定管理協定は、次に掲げる公の施設の指定管理協定とする。

多摩市立複合文化施設 多摩市立多摩中央公園内駐車場 永山駅駐輪場
 多摩センター駅東駐輪場 多摩センター駅西駐輪場 多摩市立温水プール
 多摩市総合福祉センター 永山複合施設駐車場

(台帳の作成及び報告)

第4条 条例別表第5項に規定する規則等で定める記載事項は、次に掲げるものとし、多摩市公契約条例対象工事労務台帳（第1号様式）又は多摩市公契約条例対象委託労務台帳（第2号様式）により作成するものとする。

- (1) 公契約等の契約番号及び件名
- (2) 公契約等の履行場所、履行開始日及び履行期限
- (3) 受注者等の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）、担当者名、担当部署及び連絡先
- (4) 労務報酬下限額
- (5) 賃金等の支払方法
- (6) 公契約等に係る業務に従事した時間数
- (7) 労務報酬下限額に、次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額

2 前項の台帳は、毎月作成しなければならない。

3 条例別表第5項に規定する報告の指定期日は、報告の対象となる月に応じて次のとおりとする。

対象月	指定期日
契約日の属する月（以下「契約月」という。）	契約月の翌々月の10日まで

契約月の翌月から履行期間の中間日の属する月（以下「中間月」という。）まで	中間月の翌々の10日まで
中間月の翌月から履行期間の末日の属する月（以下「期限月」という。）まで	期限月の翌々の10日まで

（算定労働時間数）

第5条 前条第1項第7号に規定する算定労働時間数とは、労働者等が公契約等に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合において、合計した時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- (1) 1日について8時間を超えて従事した時間数に100分の25を乗じた時間
- (2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数

（立入検査をする職員の証明書）

第6条 条例別表第11項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（第3号様式）とする。

（公表）

第7条 条例別表第16項の規定による公表は、次に掲げる事項について、公式ホームページその他適切な方法により行うものとする。

- (1) 公契約等の件名及び締結日
- (2) 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- (3) 公契約等の解除等をした場合は、その日及び理由
- (4) 公契約等の終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

（審議会の会長等）

第8条 条例第9条第1項に規定する多摩市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長がこれを指名する。
- 3 会長は審議会の代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第9条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験を有する者である委員のそれぞれ1人以上並びに議事に関係のある臨時委員がいる場合はその1人以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開する。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、公開しないことができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部総務契約課において処理をする。

(審議会の運営)

第12条 前4条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

立入調査員証	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	第 号
	所 属 _____
	氏 名 _____
	生年月日 年 月 日
<p>次の者は、多摩市公契約条例（平成23年多摩市条例第19号）別表第9項及び第10項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。</p>	
<p>平成 年 月 日</p>	
<p>多摩市長</p>	

多摩市公契約条例別表（抜粋）	
<p>9 受注者に対する報告及び立入検査</p>	<p>市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。</p> <p>(1) 労働者等から第7項の申し出があった場合 (2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合</p>
<p>10 受注関係者に対する報告及び立入検査</p>	<p>受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、市長等が前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件等若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。</p>
<p>11 身分証明書の携帯及び提示</p>	<p>前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。</p>

（受注者の連帯責任）

第1条 受注者は、受注関係者が多摩市公契約条例（平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対して支払った賃金等の額が条例第7条第1項第2号に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第2条 受注者は、条例別表第5項に規定する事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、作業所等に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第3条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労務報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること
- (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
- (5) 条例別表第7項の申し出をする場合の連絡先
- (6) 労働者等が条例別表第7項の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（報告及び立入検査）

第4条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例別表第7項の申し出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

（是正措置）

第5条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第6条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第7条 市長等は、前条の取消したとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表をする。

(損害賠償)

第8条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第9条 市長等は、受注者がこの条例に違反したときは、違約金を徴収することができる

（受注者の継続雇用）

第1条 受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が多摩市公契約条例（平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対して支払った賃金等の額が条例第7条第1項第2号に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、条例別表第5項に規定する事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、作業所等に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労務報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること
- (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
- (5) 条例別表第7項の申し出をする場合の連絡先
- (6) 労働者等が条例別表第7項の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（報告及び立入検査）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例別表第7項の申し出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

（是正措置）

第6条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するため

に必要な措置を講ずることを命じなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第7条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第8条 市長等は、前条の取消したとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表をする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第10条 市長等は、受注者がこの条例に違反したときは、違約金を徴収することができる

（受注者の継続雇用）

第1条 指定管理者（以下「受注者」という。）は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が多摩市公契約条例（平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対して支払った賃金等の額が条例第7条第1項第2号に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、条例別表第5項に規定する事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、作業所等に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労務報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること
- (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
- (5) 条例別表第7項の申し出をする場合の連絡先
- (6) 労働者等が条例別表第7項の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（報告及び立入検査）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例別表第7項の申し出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

（是正措置）

第6条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するため

に必要な措置を講ずることを命じなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の取消し)

第7条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理協定に関して指定を取消することができる。

- (1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 2 前項の規定により、指定管理協定に関して指定を取消した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第8条 市長等は、前条の取消したとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表をする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第10条 市長等は、受注者がこの条例に違反したときは、違約金を徴収することができる。

多摩市指名業者指名停止基準

(昭和59年6月13日)

改正 平成6年2月1日

改正 平成14年4月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成24年4月1日

(総則)

第1条 この基準は、多摩市が発注する工事の請負・業務委託・物品供給その他の契約（以下「多摩市発注契約」という。）に係る業者選定に関し、指名の公正と契約の適正な履行を確保するため、多摩市契約事務規則第3条（参加資格の制限）の規定により、不良業者の指名を停止し、契約の適正な執行を図ることを目的とする。

(指名停止)

第2条 指名停止の範囲は、別表のとおりとする。

(適用)

第3条 この基準の適用および認定は、多摩市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

- 2 情状酌量すべき特別な事情があるときは、指名停止期間の短期の2分の1まで停止期間を短縮することができる。また、極めて悪質なものについては、長期の2倍まで延長することができる。
- 3 指名停止に該当しない場合で、この基準に相応すると判断したときは、書面をもって警告・注意することができる。
- 4 共同企業体の構成員については、明らかに責任がない場合は適用しない。

(通知)

第4条 指名停止を決定した場合は、遅滞なく公示する。なお、多摩市に直接係わるもの等については、指名停止業者に通知し、改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会にて審議のうえ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(指名停止の特例)

第6条 指名停止期間中の業者であっても、契約の種類、遅行場所等からみて、委員会にて審議のうえ必要があると認めるときは、当該契約について指名を行うことができる。

(その他)

第7条 この基準によりがたいときは、その都度委員会で定めることができる。

- 2 この基準を多摩市発注契約の業者に適用させる場合は、別表1・2中「請負」及び「工事」「業務委託・物品供給・その他の委託」に、「施工」を「履行」に読み替えるものとする。

附則

この基準は、昭和59年6月13日から適用し、指名停止を行うべき事由が同日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、昭和59年6月13日から施行し、指名停止を行うべき事由が同日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 多摩市内において生じた事故等に基づく停止基準

指 名 停 止 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 1 多摩市と契約した請負契約に係る工事（以下「市発注工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	認定した日から 1ヶ月以上6ヶ月以内
2 多摩市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	認定した日から 1ヶ月以上3ヶ月以内
(契約違反) 3 1に掲げる場合のほか、市発注工事の施工にあたり契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定した日から 2週間以上4ヶ月以内
(公衆損害事故) 4 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者・負傷者を生じさせ、損害を与えたと認められるとき。	認定した日から 1ヶ月以上6ヶ月以内
5 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者・負傷者を生じさせ、損害を与えた場合、当該事故が重大であると認められるとき。	認定した日から 1ヶ月以上3ヶ月以内
(工事関係者事故) 6 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者・負傷者を生じさせたと認められるとき。	認定した日から 2週間以上4ヶ月以内
7 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者・負傷者を生じさせた場合に	認定した日から 2週間以上2ヶ月以内

において、当該事故が重大であると認められるとき。	
8 多摩市公契約条例対象工事及び多摩市公契約条例対象委託について、多摩市公契約条例の目的及びこれに係る契約事項に違反したとき。	認定した日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

別表2 贈賄及び不正行為に基づく停止基準

指 名 停 止 要 件	期 間
(贈賄)	
1 有資格者である個人・役員又はその使用人が多摩市の職員に対して行なった贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴をしない処分が行なわれたことを知った日まで
2 次のイ・ロ・ハに掲げる者が、市の職員に対して行なった贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った日から 6ヶ月以上24ヶ月以内
イ 有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む以下「代表役員等」という。）	
ロ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所等（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という）	4ヶ月以上18ヶ月以内
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2ヶ月以上12ヶ月以内
3 次のイ・ロ・ハに掲げる者が、多摩市内の国及び公共団体の職員に対して行なった贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上12ヶ月以内
イ 代表役員等	
ロ 一般役員等	2ヶ月以上8ヶ月以内
ハ 使用人	2ヶ月以上6ヶ月以内
4 次のイ・ロ・ハに掲げる者が、多摩市外の国及び公共団体の職員に対して行なった贈賄容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上10ヶ月以内
イ 代表役員等	
ロ 一般役員等	4ヶ月以上8ヶ月以内
ハ 使用人	4ヶ月以上6ヶ月以内

<p>(虚偽記載)</p> <p>5 多摩市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>6 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>イ 多摩市発注の契約に関するもの</p>	
<p>ロ 多摩市発注の契約を除く関東地方におけるもの</p>	<p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ハ ロの区域以外のもの</p>	<p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>7 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し契約の相手方として不相当であると認めるもの</p>	<p>当該認定をした日から 3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>イ 多摩市発注の契約に関するもの</p>	
<p>ロ 多摩市発注の契約を除く関東地方におけるもの</p>	<p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ハ ロの区域以外のもの</p>	<p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(不正・不誠実な行為)</p> <p>8 別表1及び前各号に掲げるほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 2ヶ月以上18ヶ月以内</p>
<p>9 別表1及び前各号に掲げるほか、代表役員等が禁固以上の刑に当る犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 2ヶ月以上18ヶ月以内</p>